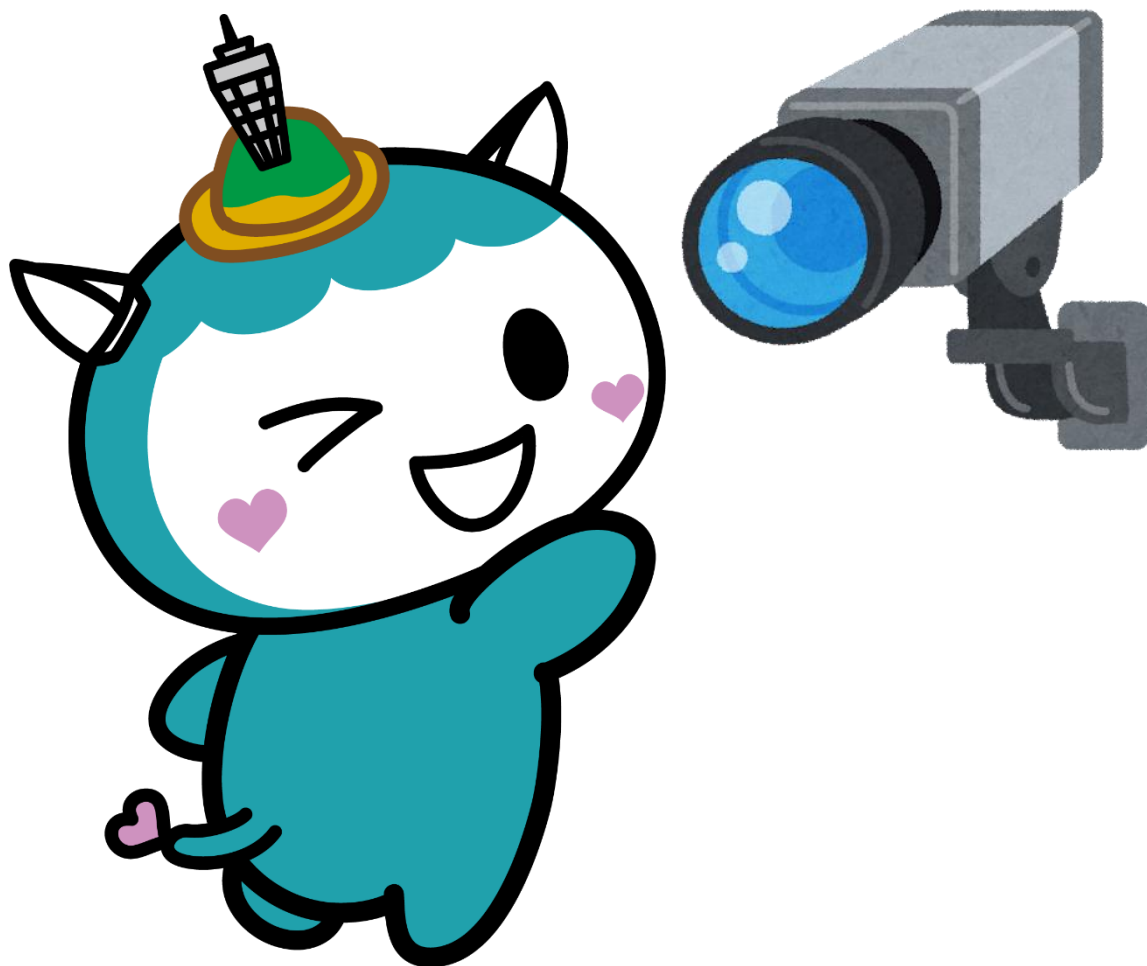


藤沢市地縁団体による防犯カメラの 設置等事業の補助制度について

～令和8年度 防犯カメラ補助制度活用マニュアル～



藤沢市 防犯交通安全課

※ここに記載されている内容は、2026年（令和8年）4月現在のものです。

目次

1. 補助金制度の概要	2
2. 補助金申請の要件	3
3. 補助金交付の優先順位	4
4. 補助金が交付されるまでの流れ	5
5. 防犯カメラ設置にあたっての留意事項	6
6. 補助金交付申請書等の提出について	9
① 防犯カメラ設置等事業補助金交付申請書の提出.....	9
② 補助金交付決定.....	9
③ 事業着手届の提出.....	10
④ 設置工事.....	10
⑤ 事業完了届・請求書等の提出.....	10
⑥ 事業実績報告書・領収書の提出.....	10
7. 補助金額と自治会等の負担額の算出方法	11
8. 防犯カメラの選定について	12
9. 見積先一覧（参考）	13
10. よくある質問について	14
11. 申請書類【記載例】	16
12. 藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置等事業実施要綱（参考）	23
13. 藤沢市防犯カメラ運用基準（参考）	29
防犯カメラ設置に関する同意（許可）書.....	32

1. 補助金制度の概要

(1) 制度の目的

藤沢市では、公衆の安全確保と犯罪の未然防止を目的として、自治会・町内会（以下「自治会等」という。）が防犯カメラを設置し運用する場合、その設置費や修繕費の一部を補助しています。補助は、藤沢市補助金交付規則及び藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置等事業実施要綱（P.23参照）に基づき、予算の範囲内において交付します。

(2) 補助対象者

地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体（自治会等）

(3) 補助対象のカメラ

犯罪抑止を目的として**特定の場所に常設**される防犯カメラで、**道路等の公共空間を撮影**するもの

- ・新設（契約満了時に所有権移転するリース契約も含みます。）のほか、防犯カメラの財産処分期間（設置年度の翌年度の4月1日から起算して5年）が経過した場合の機器等の取替え（更新）に係る費用も対象となりますが、機能が強化されるものに限ります。なお、修繕費の補助事業を活用することも可能です。

(4) 補助金額

設置費の**4分の3以内**の額（千円未満切り捨て）

1台当たりの補助上限額は**27万円**

なお、ソーラー型カメラにあつては補助上限額は**30万円**

※令和8年度の予定金額です。

算出方法の例は、
P.11を参照

- ・東京電力等への申請手数料など各種申請費用は、補助対象外です。
 - ・保守契約費用や定期点検、設置後の電気代等の維持管理費用は、補助対象外です。
 - ・修繕費については、随時受け付けますが、着工前に補助金交付申請が必要です。必ず事前にご相談ください。着工後の申請は受け付けません。
- <参考：修繕費の補助金額>

修繕費の**4分の3以内**の額（千円未満切り捨て）

※同一年度内に**2回かつ20万円**まで

2. 補助金申請の要件

補助金の申請にあたっては、次の要件を全て満たしていただく必要があります。

- ✓ 地域における犯罪の未然防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影する特定の場所に設置する防犯カメラであること
移動式のものや、集合住宅敷地内、個人宅や駐車場等の民有地を撮影するものは対象となりません。特定の場所や人をモニタリングすることが目的とならないことを確認しましょう。
- ✓ 地域における合意形成がなされていること
防犯カメラの設置について、団体の代表者や一部の役員だけで決定するのではなく、地域住民の皆さんの合意を得ていることがわかる書類をご提出いただきます。
- ✓ 撮影範囲の住民等の同意を得ていること
カメラに映り込む範囲及びその周辺に住まわれている方には、必ず同意を得てから設置してください。
- ✓ 設置場所の所有者から許可を受けていること
カメラを設置する箇所（ポールや壁など）の所有者の許可や、その土地の所有者の許可を必ず得てから設置してください。
- ✓ 「防犯カメラ稼働中 ○○自治会（町内会）」などの表示を行うこと
防犯カメラで撮影していることがわかるように、ステッカーなどの掲示をお願いします。これにより、犯罪の抑止効果が期待できます。
- ✓ 防犯カメラの運用基準を守ること
設置される防犯カメラを適正に管理・運用するため、藤沢市が定める「防犯カメラ運用基準」（P.29参照）を守りましょう。防犯カメラの設置目的について、適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を録画された者の権利保護を図らなければなりません。
- ✓ 設置後5年間は撤去（処分）しないこと
当補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを無断で撤去や譲渡などの処分は認められません。（原則設置した翌年度から起算して5年間）

3. 補助金交付の優先順位

補助金の予算額を超過する申請があった場合は、次のとおり補助金交付について優先順位を設定します。なお、同一優先順位内で予算を超過した場合は、抽選とします。

- (1) 令和7年度に防犯カメラ設置等事業計画届出書を提出し、令和8年度に設置を予定している団体（4台まで）
- (2) 過去に防犯カメラ設置等事業費補助金を活用して防犯カメラを設置したことがない団体（4台まで）
- (3) 防犯カメラを新設する団体（4台まで）
- (4) 防犯カメラを更新する団体（4台まで）
- (5) 5台以上設置を予定している団体（4台までは（1）～（4）の優先順位に該当します。）

<注意事項>

- ・防犯カメラを5台以上設置予定の団体については、申請段階で優先順位を設定してください。
- ・新設と更新のどちらも予定している団体については、新設分のみ優先順位が上がります。
- ・更新に際して、画角を広げるために更新する防犯カメラと同じ場所に防犯カメラを新設する場合（従来は1方向のみ撮影だったが、更新にあわせて2方向の撮影に変更する場合等）は、新設ではなく更新の扱いとなります。

4. 補助金が交付されるまでの流れ

防犯カメラの設置を希望する自治会等は、まずは防犯交通安全課へご相談ください。

スケジュール	事務手続き等
~ 2026年 (令和8年) 6月中旬	① 補助金交付申請書等の提出 【提出期限：2026年(令和8年)6月12日(金)必着】 補助金交付申請書等を提出する段階で、次の点について終えていただく必要があります。 (1) 設置場所の選定 (2) 警察との協議 (3) 事業者からの見積書の徴取 (4) 自治会(町内会)内での合意形成 詳しい手続きについては、次ページ以降をご確認ください。
2026年 (令和8年) 9月~ ~ 2027年 (令和9年) 1月末	② 補助金交付決定 審査後、市から補助金交付又は不交付の通知が届きます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 交付決定後 </div> ③ 工事の開始及び事業着手届の提出 防犯カメラの設置工事を開始します。 工事を開始する際には、事業着手届を提出する必要があります。 ※ <u>設置場所が公有地</u> である場合、占有許可等を取ってください。 ④ 工事の完了 令和9年1月末までに工事を完了してください。 ⑤ 事業完了届・請求書等の提出 工事完了後、提出してください。検査後、補助金を振り込みます。 ⑥ 事業実績報告書・領収書を提出 補助金が振り込まれたことを確認したら1か月以内に提出してください。

5. 防犯カメラ設置にあたっての留意事項

防犯カメラを設置するにあたっては次の点にご留意ください。

(1) 地域内での合意形成

お住まいの地域に、防犯カメラが必要か、地域でよく話し合いましょう。地域での調整不足により、いざ設置となった際に、計画が進まなくなることもあります。

また、普段の防犯パトロールで「入りやすくて、見えにくい」場所など、危険な場所、犯罪に遭いやすい場所がないか、どんな場所に防犯カメラが必要かも地域で話し合い確認しましょう。

補助金交付申請時には、防犯カメラの設置が地縁団体の総意であることを証する書類（総会議事録等）の提出が必要となります。

(2) 設置場所の選定

ア 民有地に設置する場合

民有地に設置する場合は、土地所有者の同意が必要となります。補助金交付申請時に、土地所有者の同意書をご提出ください。

イ 公有地に設置する場合

道路や公園などの公有地に設置する場合は、事前に市所管課やその他の行政機関（国・県など）に設置可能かご相談ください。

なお、事業着手届提出時に道路占用許可書の写し等の許可が下りたことがわかる書類を提出する必要があります。

<相談先（所管課）>

- ・ 市道に設置する場合…道路管理課 TEL：0466-50-3546
- ・ 公園に設置する場合…公園課 TEL：0466-50-3535

※所管課が不明な場合は防犯交通安全課にご相談ください。

ウ 電柱に設置する場合

防犯カメラを電柱に設置する場合は、電柱所有者（東京電力・NTT）の許可が必要となります。電柱に設置する際には、許可までに時間を要しますので、事前に電柱所有者にご相談ください。

また、電柱に共架する場合は、電柱共架料が発生しますので、ご注意ください。

<相談先>

・ 東電柱に設置する場合

東電タウンプランニング株式会社 共架オペレーションセンター

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-2

住友生命浦和テクノシティビル6階

TEL：048-637-3970

ホームページ：<https://www.ttplan.co.jp/service/kyouga/>

・ NTT柱に設置する場合

株式会社エヌ・ティ・ティエムイー 設備マネジメント部

オンサイトオペレーションセンタ 設備カスタマ部門 添架担当

東京都小金井市前原町3-36-21

NTT小金井ビル 1F

TEL：042-312-9009

ホームページ：<https://www.ntt-east.co.jp/info-st/conguide/kanro/>

エ 警察との協議

設置希望場所と撮影範囲を決定したら、所轄警察署の生活安全課と協議をする必要があります。協議結果については、補助金交付申請の際に防犯カメラ協議結果報告書（第2号様式の2）をご提出ください。

・ 藤沢警察署 生活安全課 TEL：0466-24-0110（代表）

・ 藤沢北警察署 生活安全課 TEL：0466-45-0110（代表）

オ プライバシーへの配慮

設置に当たっては、周辺住民の理解を得るとともに、個人のプライバシーを侵害することのないよう配慮する必要があります。

カ 防犯灯専用柱への設置について

防犯灯が設置されている専用柱（鋼管ポール）については、強度の関係で、防犯カメラを設置することはできません。

(3) 機器の選定について

ア 機器の性能について

P. 12に防犯カメラ選定時のポイントを記載しています。

なお、更新の場合は、既存のカメラと比べ、画質の向上や画角の拡大など機能が強化されたカメラを選定する必要がありますので、ご注意ください。

イ 見積もりについて

事業者ごとに設置に係る費用や保守サービスに差異があるため、新規に防犯カメラを導入する自治会等については、複数社から見積もりを徴取してください。

見積もり際には、品質保証期間や故障時の対応、点検の頻度や費用を確認しておくことが大切です。

見積先について、参考としてP. 13に令和元年度以降に自治会が見積もりを依頼した事業者を記載していますので、ご活用ください。

(4) 防犯カメラ設置後の運用について

ア 防犯カメラの維持管理について

防犯カメラを設置したら、定期的に作動しているか、破損はないかなどの点検を行ってください。

防犯カメラの落下等で事故が発生した場合は、設置している自治会等の責任となりますのでご注意ください。

イ 維持管理の費用について

防犯カメラの電気料や保守・点検費用、電柱への共架費用などは補助対象外となります。また、防犯カメラの耐用年数は5年～10年程度とされています。

そのため、設置を検討する際には、設置後の費用についても十分に検討してください。

ウ 防犯カメラの運用について

プライバシーの保護や個人情報の適切な取り扱いのため、防犯カメラの運用に際しては、「藤沢市防犯カメラ運用基準」(P.29)を遵守する必要があります。

画像のモニタリングや、警察などの捜査機関以外に対する画像の閲覧や提供はできませんので、ご注意ください。

エ 防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱責任者の選任について

防犯カメラを設置する自治会・町内会等は防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱責任者を選任する必要があります。補助金交付申請時に、防犯カメラ設置責任者等届出書(第4号様式)をご提出ください。

また、役員の交代等で防犯カメラ管理責任者等に変更がある場合についても、必ず防犯カメラ設置責任者等届出書をご提出ください。

オ 防犯カメラを設置していることの表示について

防犯カメラを設置した際は、防犯カメラが設置されていることが分かる看板やステッカー等を設置してください。

看板やステッカー等を設置することで、犯罪抑止効果が高まります。

カ 防犯カメラの撤去について

防犯カメラを設置(更新)した翌年度から5年間は防犯カメラを撤去することはできません。やむを得ず撤去する場合は、交付した補助金を変換していただく必要があります。

6. 補助金交付申請書等の提出について

① 防犯カメラ設置等事業補助金交付申請書の提出

◆補助金の交付申請

防犯カメラの補助金交付を希望される方は、防犯カメラ設置等事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の書類を添付の上、期限までにご提出ください。

【提出期限】 2026年（令和8年）6月12日（金）必着

【添付書類】

- ア 防犯カメラ設置等事業計画書（第2号様式）
- イ 防犯カメラ協議結果報告書（第2号様式の2）
- ウ 自治会等の役員名簿（第3号様式）
- エ 申請団体調書（第3号様式の2）
- オ 地縁団体の規約
- カ 防犯カメラの設置が地縁団体の総意であることを証する書類
- キ 防犯カメラ管理責任者等届出書（第4号様式）
- ク 収支予算書（第5号様式）
- ケ 設置場所ごとの写真
- コ 設計書、仕様書及び防犯カメラの施工場所を明記した図面
※更新の場合は機能強化することが確認できる資料、リースの場合は契約書等
- サ 工事見積書の写し（任意様式）
※初めて防犯カメラの補助金交付を申請する自治会等は、複数社の見積書を添付してください。
- シ 土地所有者の同意書（必要な場合）
- ス 上記のほか、市長が必要と認める書類

② 補助金交付決定

◆交付/不交付決定通知書の送付

補助金申請のあった書類を審査し、交付の決定もしくは不交付の決定を自治会等の会長宛へ通知します。その他、実績報告に必要な書類を同封しますので、確認してください。

また、万が一、申請後に事業の内容が変更する場合は、変更承認の申請が必要になります。必ず事前に防犯交通安全課へご連絡ください。

③ 設置工事

◆見積業者へ発注して、設置工事を開始します。

設置工事を開始する際には、事業着手届を提出してください。

※設置場所が公有地である場合、管理者から占用許可等を取ってください。

例) 市道・・・道路管理課 (TEL 0 4 6 6 - 5 0 - 3 5 4 6)

公園・・・公園課 (TEL 0 4 6 6 - 5 0 - 3 5 3 5) など

※防犯カメラの設置工事は令和9年1月末までに完了してください。

④ 事業完了届・請求書等の提出

◆事業完了届・請求書・振込先口座の通帳写し・写真の提出

防犯カメラの工事が完了しましたら、着手日・完了日を記入し、届出人欄の記載に間違いがないことを確認し、提出してください。

請求書に、振込先口座欄を記入してください。振込先口座の通帳の写しは、金融機関名・支店名・口座の種別・口座番号・名義人が確認できるページ（通常表紙以外）です。

設置した防犯カメラ等の写真は、設置した防犯カメラの全景写真と防犯カメラ本体の拡大写真（申請時の写真と対比し、防犯カメラを設置した状況が分かるよう申請時の写真と同じアングルで撮影。ポールを建てた場合は、建てたポールの全体の状況（根元から先端）が分かるもの。）と、モニター、レコーダー、SDカード等防犯カメラに付随して購入した物品（ケーブル等の材料を除く）の写真とレコーダー等を収納ボックスや建物の内部に設置（格納）している場合は、その内部を写した写真で機器の設置状況が分かるものです。これらを検査後、ご指定の口座へ補助金を振り込みます。補助金の振込日については、あらかじめご連絡いたします。

⑤ 事業実績報告書・領収書の写しを提出

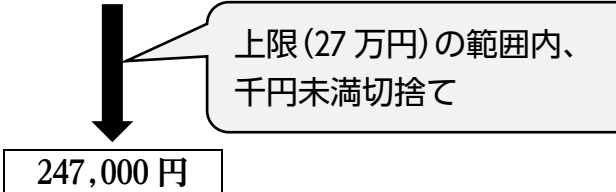
◆事業実績報告書・領収書の写しを提出

補助金が振り込まれたことを確認したら、振り込まれてから1か月以内に提出してください。領収書の写しは、設置工事を施工した業者へ支払った分の領収書の写しです。必ず自治会名で作成してもらってください。

7. 補助金額と自治会等の負担額の算出方法

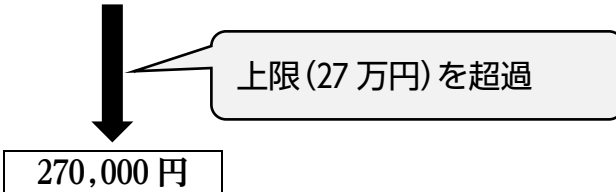
例1) 設置台数・・・1台

総事業費・・・33万円(税込み)

補助金額	$330,000 \text{円} \times 0.75 \text{ (補助率)} = 247,500 \text{円}$  247,000円
自治会負担額	$330,000 \text{円} - 247,000 \text{円} = 83,000 \text{円}$

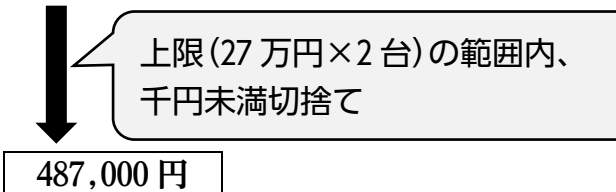
例2) 設置台数・・・1台

総事業費・・・39万円(税込み)

補助金額	$390,000 \text{円} \times 0.75 \text{ (補助率)} = 292,500 \text{円}$  270,000円
自治会負担額	$390,000 \text{円} - 270,000 \text{円} = 120,000 \text{円}$

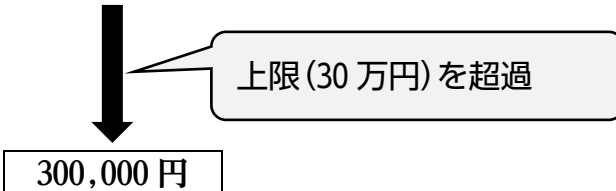
例3) 設置台数・・・2台

総事業費・・・65万円(税込み)

補助金額	$650,000 \text{円} \times 0.75 \text{ (補助率)} = 487,500 \text{円}$  487,000円
自治会負担額	$650,000 \text{円} - 487,000 \text{円} = 163,000 \text{円}$

例4) 設置台数・・・1台(ソーラー型カメラ)

総事業費・・・45万円(税込み)

補助金額	$450,000 \text{円} \times 0.75 \text{ (補助率)} = 337,500 \text{円}$  300,000円
自治会負担額	$450,000 \text{円} - 300,000 \text{円} = 150,000 \text{円}$

8. 防犯カメラの選定について

◆防犯カメラの解像度

200万画素以上のカメラを導入する自治会等が主流となっています。

なお、高い画素数のものを導入する場合は、録画装置も大容量のものが必要となります。

◆録画媒体

- ① SDカード：カメラ内に装填できるので安価だが、記憶容量は少ない。
 - ② HDD（ハードディスクドライブ）：長時間の録画が可能だが、振動に弱いなど故障しやすい。
 - ③ SSD（ソリッドステートドライブ）：HDDと比較すると高価。振動に強く寿命が長い。
 - ④ クラウド：インターネットを利用してクラウドサーバに画像を記録します。維持管理費として通信費用が発生するほか、セキュリティにも注意が必要です。
- ※安価で取り扱いやすいため、SDカードを使用する自治会等が主流になっています。
※記録容量は14日分の画像が保存できる容量としてください。

◆防犯カメラの機能

- ① 暗視機能：赤外線を照射して夜間でもモノクロ撮影が可能。
- ② デイナイト切り替え機能：昼間はカラー映像、夜間はモノクロ映像を撮影する。
- ③ 逆光補正機能：逆光になっている場所でも鮮明に撮影可能。
- ④ マスキング機能：人物や家など不要な部分は隠すことが可能。

※カメラの特徴については、(公社)日本防犯設備協会のホームページの防犯カメラ目録のページ (<https://www.ssaj.or.jp/rbsslist/camera/list/>) も参照してください。RBSS（優良防犯機器）マークがある製品は、(公社)日本防犯設備協会により優良な防犯機器として認定されているものですので、製品を選ぶ際の参考にしてください。

※更新の場合は、機能が強化されるものに限り、既存のカメラと比べ、画質の向上や画角の拡大など機能が強化されるカメラを選んでください。



9. 見積先一覧 (参考)

令和元年度～令和7年度に提出された補助金交付申請書類に添付されていた見積先一覧です。藤沢市でこちらの設置業者を推薦している訳ではありません。見積先の参考としてください。

	業者名	住所	電話番号
1	株式会社日立ビルシステム 湘南営業所	藤沢市藤沢 484-12 セントラルビルディング 6F	0466-23-1621
2	セコム株式会社湘南統轄支社		0466-23-5460
3	ALSOK 株式会社 湘南支社	藤沢市藤沢 388 F.I.C.富士ビル本館 8F	0466-25-1546
4	株式会社特別警備保障	平塚市四之宮 2-14-52	0463-22-8310
5	株式会社ユーコーテレコム	藤沢市石川 5-22-19	0466-86-8250
6	マルチック株式会社	藤沢市辻堂西海岸 2-10-3-11	0466-36-3700
7	有限会社長谷川電気工事店	藤沢市善行坂 1-5-23	0466-81-6451
8	株式会社湘南エフエム	藤沢市亀井野 3303-1	0466-81-8699
9	エフディー総合設備株式会社	藤沢市大鋸 3-11-23	0466-63-2423
10	ネットワークプランニング サービス株式会社	藤沢市川名 1-7-30 C棟	0466-28-6231
11	プラスワン湘南	藤沢市藤が岡 1-1-A2-1406	0466-25-2826
12	株式会社ライコム	神奈川県横浜市中区本牧間 36-13	045-628-3850
13	AI TECHNOLOGY 株式会社	東京都港区新橋 4-6-15 日新建物新橋ビル 4階	0241-67-3030

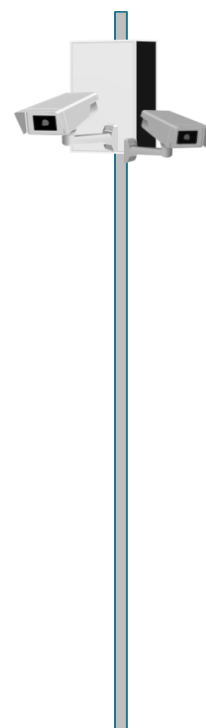
【見積書の一例】

※あくまで一例です。

適正な価格として推奨するものではありません。

【本体機器】	
カメラ	2台×120,000円
レコーダー	1台×240,000円
ケーブル	1台×3,800円
モニター	1台×30,000円
【材料費】	1式×40,000円
【鋼管柱】	1本×35,000円
【工事費】	1式×150,000円
小計(税抜き)	738,800円

総事業費	812,680円
補助金額	540,000円
自治会負担額	272,680円



<イメージ図>

10. よくある質問について

Q1 補助対象となる費用はどのようなものがありますか？

補助対象となる費用は次のとおりです。

- ・機器等の購入費

例) 防犯カメラ、録画装置、防犯カメラの設置を示す看板、防犯カメラを設置するための鋼管ポール・金具等

- ・設置のための工事費

一方で、補助対象とならない費用は次のとおりです。

- ・各種申請手数料・代行手数料

例) 東京電力に対する申請費用、道路使用許可に係る申請代行手数料

- ・保守・点検に係る費用

- ・維持管理に係る費用

例) 電気料、電柱への共架料、土地使用料、防犯カメラに係る損害保険料

Q2 公園を写す防犯カメラを設置することはできますか？

公園を写すカメラについては、施設を管理している公園課から許可が必要です。公園課にお問い合わせください。

Q3 団地の敷地内通路ですが、不特定多数の人が通過します。敷地内通路を撮影する防犯カメラは補助金の対象となりますか？

団地の敷地内通路については、私有地となりますので、私有地を撮影する防犯カメラは補助金の対象となりません。

Q4 市道内に鋼管ポールを建てて、防犯カメラを設置することはできますか？

道幅や埋設物等により、設置できない可能性があります。設置を検討される際は、事前に道路管理課（0466-50-3546）にご相談ください。

Q5 防犯カメラの更新では機能強化が必要とありますが、どのようなことをすれば機能強化となるのでしょうか？

機能強化の事例としては、解像度の向上や画角の拡大などがあります。補助金交付申請の際に現在設置しているカメラから機能強化したことが分かる資料の添付が必要となります。

Q6 見積書を複数社から徴取したが、一番安い業者を選ぶ必要はありますか？

一番安い業者を選ぶ必要はありません。価格の他に、カメラの仕様やアフターサービスの充実度等を比較の上、最適と思われる業者を選んでください。

Q7 昨年設置した防犯カメラと同じメーカーの防犯カメラを設置したいが、複数社から見積書を徴取する必要はありますか？

すでに防犯カメラを設置している自治会等で、今まで設置した防犯カメラと同じ事業者が設置する場合については、複数社から見積書を徴取する必要はありません。

Q8 地域の合意形成が必要とあるが、申請書の提出期限までに総会等の意思決定ができないが、役員会の決定のみでも良いですか？

総会またはそれに準ずる全会員を対象とした合意形成が必要なため、役員会の決定のみでは、地域の合意形成とは言えません。提出期限までに総会等での合意形成が難しい場合は、防犯交通安全課にご相談ください。

Q9 交付決定後に工事方法が変更になり、事業費が増額となりました。補助金額は増額しますか？

予算の上限に達していない場合は、補助金額が増額することができますが、予算の上限に達している場合は、増額することはできません。

よくある事例では、電柱に設置を予定していたが、電柱所有者の許可が下りないため、鋼管ポールを設置することになり、工事費用が増額することがあげられます。そのようなことが無いように、電柱に設置する場合は、事前に電柱所有者に確認しましょう。

Q10 不法投棄が多いので、防犯カメラの画像で不法投棄をした者を特定したいが、自治会役員が防犯カメラの画像を確認することはできますか？

自治会役員が防犯カメラの画像を確認して特定することはできません。警察に被害届を提出した上で、警察から照会があった場合は、警察に画像を提供することは可能です。

Q11 防犯カメラの電気料はどのくらいかかりますか？

市が設置している防犯カメラ1台の電気料は1か月あたり500円程度です。ただし、電気料については燃料費の高騰等の影響を受けて増減するためご注意ください。

Q12 防犯カメラの修繕費についての補助金もあるとのことですが、どのような修繕が対象となりますか？

防犯カメラ本体の故障以外にも、録画装置や防犯カメラを設置しているポール等の付属品の修繕も対象となります。また、防犯カメラの移設についても、修繕費補助金を活用することができます。

補助金の交付を受ける場合は、工事に着手する前に申請が必要となりますので、必ず事前に防犯交通安全課にご相談ください。

11. 申請書類【記載例】

第1号様式（第4条関係）

防犯カメラ設置等事業補助金交付申請書

年 月 日

事業名は「令和8年度△△自治会防犯カメラ設置事業」のように記載してください。施工場所について、複数箇所にあたる場合は、代表的な場所1箇所を指定し、その所在地の右隣に「ほか〇箇所」と記載してください。

団体の名称 △△自治会
 代表者住所 藤沢市朝日町〇-〇
 代表者氏名 会長 藤沢 太郎
 電話番号 〇〇-□□□□

次のとおり申請します。

補助金申請額は、空欄のまま提出してください。

必ず税込みで記載する。

1,000,000 円
円

1 事業名	令和8年度△△自治会防犯カメラ設置事業
2 施工場所	藤沢市 朝日町〇〇-1 ほか2箇所
3 総事業費	1,000,000 円
4 補助金申請額	円
5 事業概要	自治会の防犯活動の一環として、自治会内に防犯カメラを設置するもの。
6 着手予定年月日	2026年 11月 1日
7 完了予定年月日	2027年 1月 31日
8 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 防犯カメラ設置等事業計画書（第2号様式） <input checked="" type="checkbox"/> 防犯カメラ協議結果報告書（第2号様式の2） <input checked="" type="checkbox"/> 藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置等事業対象役員名簿（第3号様式） <input checked="" type="checkbox"/> 申請団体調書（第3号様式の2） <input checked="" type="checkbox"/> 地縁団体の規約 <input checked="" type="checkbox"/> 防犯カメラの設置が地縁団体の総意であることを証する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 防犯カメラ管理責任者等届出書（第4号様式） <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書（第5号様式） <input checked="" type="checkbox"/> 施工場所ごとの写真 <input checked="" type="checkbox"/> 設計書、仕様書及び施工場所を明記した図面（図面には写真の撮影範囲を明記すること） <input checked="" type="checkbox"/> 工事見積書の写し（複数社） <input checked="" type="checkbox"/> 設置しようとする場所が私有地の場合にあっては、当該の土地所有者が設置について承認したことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他必要な書類
9 その他	暴力団員でないことを確認するため、藤沢市暴力団排除条例に基づき本申請書に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

防犯カメラ設置等事業計画書

年 月 日

藤沢市長

団体の名称 △△自治会

代表者住所 藤沢市朝日町〇-〇

代表者氏名 会長 藤沢 太郎

電話番号 〇〇-□□□□

施工場所 及び台数等	藤沢市朝日町〇〇-1	2台	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
	藤沢市朝日町□□-2	1台	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
	藤沢市朝日町△△-3	1台	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
	藤沢市	台	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
	藤沢市	台	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
	藤沢市	台	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
	藤沢市	台	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
	藤沢市	台	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
	藤沢市	台	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 修繕
	合計台数	台	

防犯カメラ協議結果報告書

年 月 日		
藤沢市長 <div style="float: right; margin-left: 200px;"> 団体の名称 <u>△△自治会</u> 代表者住所 <u>藤沢市朝日町〇-〇</u> 代表者氏名 <u>会長 藤沢 太郎</u> 電話番号 <u>〇〇-□□□□</u> </div>		
次の内容について、管轄警察署と協議を行った結果、問題は認められなかった ので報告します。		
実 施 日	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> どちらかに〇をする。 </div>	
協 議 先 (どちらかに〇)	藤沢警察署・藤沢北警察署	
協 議 内 容	防犯カメラ設置場所	設置台数
	藤沢市 朝日町〇〇-1	2 台
	藤沢市 朝日町□□-2	1 台
	藤沢市 朝日町△△-3	1 台
	藤沢市	台
	藤沢市	台
備 考		

第3号様式（第4条関係）

藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置等事業対象団体役員名簿

藤沢市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 団体の名称 <u>△△自治会</u> 届出人 代表者氏名 <u>会長 藤沢 太郎</u> </div> <p>次のとおり届け出ます。</p> <p>なお、暴力団員でないことを確認するため、藤沢市暴力団排除条例に基づき、各役員の氏名・住所・生年月日・性別の情報を利用し、神奈川県警察本部に照会することについて、全役員が同意しています。</p>						
事務所の所在地		藤沢市朝日町〇-〇				
構成世帯数		200世帯				
役員	役職名	氏名	住所	生年月日	性別	電話番号
	会長	藤沢 太郎	藤沢市朝日町〇-〇	S25年1月1日	男	〇〇-□□□□
	副会長	〇〇 〇〇	藤沢市朝日町〇-〇			
	副会長	〇〇 〇〇	藤沢市朝日町〇-〇			
	防犯部長	〇〇	藤沢市朝日町〇-〇			
	交通安全部長	団体規約に規定されている 役員全員を記載してください。		日町〇-〇		
	防災部長		日町〇-〇			
	〇〇部長	〇〇 〇〇	藤沢市朝日町〇-〇			
	〇〇部長	〇〇 〇〇	藤沢市朝日町〇-〇			
	〇〇部長	〇〇 〇〇	藤沢市朝日町〇-〇			
	会計	〇〇 〇〇	藤沢市朝日町〇-〇			
	監査	〇〇 〇〇	藤沢市朝日町〇-〇			

暴力団員でないことを確認するため、藤沢市暴力団排除条例に基づき、各役員の氏名・住所・生年月日・性別の情報を利用し、神奈川県警察本部に照会することについて、各役員の同意を得た上でご記入をお願いします。

なお、法人格のない自治会等は、会長以外の生年月日の記載は不要です。

※この用紙に書ききれない場合は、複数枚に分けて記入してください。

※性別欄は、県警本部への照会時に使用するので、戸籍上の性別を記載してください。

申請団体調書

団 体 名	△△自治会
設 立 年 月 日	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日
構成員数（世帯数）	200世帯
年 間 予 算	2,500,000円（令和7年度）
団 体 の 設 立 目 的	地域住民の相互扶助や親睦を本旨とし、様々な活動を通じて地域の振興を図ることを目的とする。
主 な 活 動	子ども会活動・防犯活動・運動会などのレクリエーション活動・例大祭への参加・防火防災パトロール活動など。
防 犯 活 動 実 績 （自主防犯パトロールの実施状況等）	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の防犯灯の維持管理 ・振り込め詐欺注意喚起の掲示板への掲出 ・毎月2回のパトロール活動（第2第4土曜日）など
過 去 の 助 成 実 績	令和元年度に、防犯カメラ設置事業補助金の助成を受けた。

主な活動内容には防犯以外の活動も含め、自治会（町内会）としての活動全般を記載してください。

過去に、藤沢市あるいは神奈川県から防犯カメラの設置補助を受けたことがある場合に記入。

防犯カメラ管理責任者等届出書

年 月 日

藤沢市長

届出人
 団体の名称 △△自治会
 代表者住所 藤沢市朝日町〇-〇
 代表者氏名 会長 藤沢 太郎
 電話番号 〇〇-□□□□

次のとおり届け出ます。

なお、藤沢市が警察等の捜査機関から貴団体が設置する防犯カメラの画像確認等の問合せを受けた場合、防犯カメラ管理責任者及び取扱責任者の氏名・住所・電話番号の情報を当該捜査機関に提供することについて、各人が同意しています。

届出の区分		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	
		変更後	変更前
防犯カメラ 管理責任者	氏名	会長 藤沢 太郎	
	住所	藤沢市朝日町〇-〇	
	電話番号	〇〇-□□□□	
防犯カメラ 取扱責任者	氏名	副会長 藤沢 三郎	
	住所	藤沢市朝日町△-〇	
	電話番号	〇〇-△△□□	
変更年月日		年 月 日	

管理責任者と取扱責任者は、なるべく警察等から防犯カメラの画像提供に関する照会があった際に速やかに対応できる方としてください。

上記のとおり届出がありました。

課長	課長補佐	主査	担当	收受	
				供覧	
				閱了	
備考					

収 支 予 算 書

(収入の部)

単位：円

区 分	予 算 額	摘 要
自治会（町内会）積立金		
市 補 助 金		
合 計	1, 000, 000	

収入の部の内訳は空欄のまま提出してください。

(支出の部)

単位：円

区 分	予 算 額	摘 要
防犯カメラ設置費用	1, 000, 000	
合 計	1, 000, 000	

1 2 . 藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置等事業実施要綱（参考）

制定 平成16年9月1日（施行）
最終改正 令和8年4月1日（施行）

（趣旨）

第1条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体が設置する防犯カメラの設置費及び修繕費（いずれも附属機器に係る費用を含む。）に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）防犯カメラ 地域における犯罪の抑止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるものをいう。
- （2）地縁団体 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、地縁団体が設置し、及び所有する防犯カメラ及びその附属機器（以下「防犯カメラ等」という。）の新規設置又は防犯カメラ等の機能強化を伴う更新に要する経費（契約満了時に所有権移転するリース契約含む。）（以下「設置費」という。）及び修繕に要する経費（以下「修繕費」という。）とする。ただし、各種申請費用及び維持管理に要する費用は対象としない。

- 2 前項に掲げる附属機器は、当該防犯カメラを設置し、及び運用するために購入（契約満了時に所有権移転するリース契約含む。）したものに限る。
- 3 第1項の修繕費には、防犯カメラ等の移設に係る費用を含む。

（補助金交付の申請手続）

第4条 設置費に係る補助金の交付を受けようとする地縁団体は、防犯カメラ設置等事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）防犯カメラ設置等事業計画書（第2号様式）
- （2）防犯カメラ協議結果報告書（第2号様式の2）
- （3）藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置事業等対象団体役員名簿（第3号様式）
- （4）申請団体調書（第3号様式の2）
- （5）地縁団体の規約

- (6) 防犯カメラの設置が地縁団体の総意であることを証する書類
 - (7) 防犯カメラ管理責任者等届出書（第4号様式）
 - (8) 収支予算書（第5号様式）
 - (9) 施工場所ごとの写真
 - (10) 設計書、仕様書及び防犯カメラの施工場所を明記した図面
 - (11) 工事見積書の写し
 - (12) 防犯カメラを設置しようとする場所が私有地である場合にあっては、当該土地所有者が設置について承認したことを証する書類
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 修繕費に係る補助金の交付を受けようとする地縁団体は、防犯カメラ設置等事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げるものを添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 施工場所が複数に渡る場合は、防犯カメラ設置等事業計画書（第2号様式）
 - (2) 防犯カメラを移設する場合にあっては、防犯カメラ協議結果報告書（第2号様式の2）
 - (3) 収支予算書（第5号様式）
 - (4) 施工場所ごとの写真
 - (5) 仕様書及び防犯カメラの施工場所を明記した図面
 - (6) 工事見積書の写し
 - (7) 防犯カメラを移設する場合、かつ移設しようとする場所が私有地である場合にあっては、当該土地所有者が移設について承認したことを証する書類
 - (8) 当該防犯カメラがこの要綱に基づく補助金の交付を受けずに設置された場合は、その所有者が当該地縁団体であることを証する書類
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査の上、予算の範囲内において、交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金額）

- 第6条 設置費に係る補助金額は、予算の範囲内において、設置費の4分の3以内の額と設置する防犯カメラの台数に270,000円（ソーラー型カメラにあっては300,000円）を乗じて得た額のいずれか低い額とする。
- 2 修繕費に係る補助金額は、予算の範囲内において、修繕費の4分の3以内の額とする。
 - 3 一の団体が申請できる修繕費に係る補助金は、同一年度内に200,000円までとし、申請できる回数は2回までとする。
 - 4 第1項及び第2項において補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を補助金額とするものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 市長は、第5条の規定により補助金交付決定をする際は、次の各号に定める指示又は条件を当該申請者に付するものとする。

- (1) 別に定める「藤沢市防犯カメラ運用基準」を遵守し、補助金交付の対象となった防犯カメラ等の適正な管理及び運用を行うこと。
- (2) 市長が行う調査又は資料の提出の求めに対し誠意を持って応じること。

(防犯カメラ管理責任者等の変更の届出)

第8条 補助金の交付を受けた地縁団体は、補助金交付の対象となった防犯カメラ等の使用を終了するまでの間、防犯カメラ管理責任者又は防犯カメラ取扱責任者を変更したときは、防犯カメラ管理責任者等届出書(第4号様式)を提出しなければならない。

(届出義務)

第9条 補助金交付の決定通知を受けた地縁団体は、事業に着手するときにあつては、事業着手届(第7号様式)に、設置場所が公有地である場合には占有許可書等の写しを添付するとともに、必要に応じて交通管理者の交付した道路使用許可証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。また、事業が完了したときにあつては、事業完了届(第8号様式)に、施工場所ごとの完成後の写真を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業完了届が提出されたときは、当該事業が申請どおり完了したことを確認するものとする。

(事業の計画変更)

第10条 補助金交付の決定通知を受けた地縁団体が、当該事業の計画を変更又は中止しようとするときは、速やかに事業計画変更承認申請書(第9号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、審査の上、適当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書(第10号様式)により、承認しないときはその旨を書面で通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第11条 補助金の交付時期は、第9条第2項の規定による確認をした後とする。

(事業実績報告書の提出)

第12条 補助金の交付を受けた地縁団体が、当該事業を完了したときは、補助金の交付を受けた日から1月以内に事業実績報告書(第11号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第12号様式)
- (2) 領収書の写し

(備付帳簿の保存期間)

第13条 補助金の交付を受けた地縁団体は、規則第9条の規定による備付帳簿を、事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 規則第11条ただし書の補助金の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して相当と認められる期間は、設置費に係る補助金交付日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。

(防犯カメラの撤去又は移設)

第15条 設置費に係る補助金交付の対象となった防犯カメラ等を撤去又は移設した地縁団体は、防犯カメラ設置状況変更届(第13号様式)に施工場所ごとの完成後の写真及び施工場所を明記した図面を添えて、届け出るものとする。ただし、第5条において、当該防犯カメラ等を移設することについて修繕費に係る補助金の交付決定を受けた地縁団体は、第9条に規定する事業完了届(第8号様式)をもってこれに代えることができるものとする。

2 前項において、防犯カメラ等を移設するときは、あらかじめ移設する場所について市長と協議するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた地縁団体が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第9条に規定する届出及び第12条に規定する報告をしなかったとき。
- (5) 第14条の期間内に当該財産の処分等を行ったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(第14号様式)により、補助金の交付を受けた地縁団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(第15号様式。以下「命令書」という。)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助金の交付を受けた地縁団体は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置等事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置事業実施要綱に定める様式による用紙は、平成31年3月31日までの間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

1 3 . 藤沢市防犯カメラ運用基準（参考）

（趣旨）

第1条 この基準は、藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置等事業補助金及び商店街共同施設設置事業補助金（以下「補助金」という。）によって設置された防犯カメラの運用について、必要な事項を定める。

2 補助金によって防犯カメラを設置するもの（以下「補助団体」という。）は、当該地域における公衆の安全確保と犯罪の未然防止を目的とし、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を録画された者（以下「市民等」という。）の権利保護を図らなければならない。

（用語）

第2条 この基準において使用する用語の意義は、藤沢市地縁団体による防犯カメラ設置等事業実施要綱及び藤沢市商店街経営基盤支援事業等補助金交付要綱で使用する用語の例による。

（防犯カメラ管理責任者等の責務）

第3条 補助団体は、防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定めなければならない。

2 補助団体は、前項の管理責任者を補佐するために、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を定めなければならない。

3 補助団体は、管理責任者及び管理取扱者を市長に届け出なければならない。

4 管理責任者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守して、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（防犯カメラ設置等に係る措置）

第4条 管理責任者は、防犯カメラを設置するに際して、次の措置を講じなければならない。

（1）市民等の権利保護を図るために、防犯カメラの撮影対象区域は道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないように配慮すること。

（2）防犯カメラ撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び補助団体名並びに連絡先を表示すること。

（3）画像表示機器及び録画機材の設置場所については、管理責任者等の許可を得た者以外の立ち入りを禁止する等の措置を講じること。また、録画機材を防犯カメラと一体的または同一箇所に設置する場合は、施錠等により防護措置を講じた設備で管理すること。

（4）防犯カメラの設置場所、撮影対象区域等を変更したとき又は防犯カメラを廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（5）防犯カメラによって撮影された映像の不必要なモニターは行わないこと。

(6) 善良な管理者の注意をもって、防犯カメラの維持管理に努めること。

(画像等の保管等)

第5条 管理責任者は、防犯カメラによって録画した映像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 画像を撮影時のままで保管すること。
- (2) 画像及び記録媒体（以下「画像等」という。）の保管期間は14日以内とし、当該期間経過後は速やかに画像の消去又は記録媒体の破砕等の処理を行うとともに、その経過を記録しておくこと。
- (3) 記録媒体は、施錠等により防護された場所または設備に保管すること。
- (4) 画像等と呼ば出して画像表示機器に再生するときは、管理責任者又は管理責任者から許可を受けた者が行い、かつ管理責任者が指定した場所で行うこと。
- (5) 画像等を画像表示機器及び録画機材を設置した場所以外へ持ち出すことは、保守点検等の理由により管理責任者が当該設置した場所以外へ持ち出すことを許可した場合を除き、禁止すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、画像等の不正利用、外部流出、改ざん等を防止するために必要な措置を執ること。

(画像等の目的外利用及び提供の制限)

第6条 補助団体は、法の規定による場合を除き、画像等を目的外に利用又は提供（以下「利用等」という。）をしてはならない。

2 補助団体は、画像等を目的外に利用等をしたときは、次の各号に掲げる事項を記録し、利用等を行った日から3年間保存しておかなければならない。

- (1) 利用等の日時
- (2) 利用等の目的
- (3) 利用し又は提供される者
- (4) 利用等をする画像の範囲

(開示請求)

第7条 本人は、補助団体に対し、当該本人が識別される画像の電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該補助団体の定める方法による開示を請求することができる。

2 補助団体は、前項の規定による請求を受けた場合、本人に対し、法第33条第2項各号に該当する場合を除き、同項の規定により当該本人が請求した方法により遅滞なく、当該画像を開示しなければならない。

3 補助団体は、第1項の規定による請求に係る画像の全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、画像が存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 4 記録された画像の開示は、管理責任者又は管理責任者から許可を受けた者の立会のもとに行うものとする。
- 5 前条第2項の規定は、第2項による開示及び第3項による一部の開示を行う場合において準用する。

(苦情処理)

第8条 管理責任者は、市民等から防犯カメラの設置、運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を執らなければならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、管理責任者がこの基準の趣旨に反する行為をしていると認める場合は、報告を求め、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を執るべき旨を勧告することができる。

附 則

この基準は、平成16年9月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

防犯カメラ設置に関する同意（許可）書

(自治会・町内会)

会長 様

私は、自治会・町内会内の防犯や安全の観点から、次の内容について同意（許可）します。

- (1) 自治会・町内会が設置し維持管理する防犯カメラを、私が所有する以下の土地の敷地内へ設置すること。
- (2) 防犯カメラの設置工事や補修工事が円滑に進むよう協力すること。
- (3) 防犯カメラに関し設置状況の変更が必要な場合は、自治会・町内会と協議すること。
- (4) 設置期間は防犯カメラの設置から、撤去までの範囲とすること。
- (5) その他必要な事項があれば、これを別に定めること。

【防犯カメラの設置場所】

以 上

年 月 日

<土地所有者>

住所： _____

氏名： _____ 印